


「契約締結前交付書面集」および「約款・規定集（個人のお客さま用/法人のお客さま用）」の一部改定について

2026年4月1日付の当社「契約締結前交付書面集」および「約款・規定集（個人のお客さま用/法人のお客さま用）」について、次のとおり一部改定をいたします。


対象書面	契約締結前交付書面集内 [別紙] 苦情等のお申し出に際してのお知らせ
改定箇所	契約締結前交付書面集29ページ
改定内容	フリーダイヤル連絡先の「お客さま相談室」を「お客さまサービス室」へ改定いたします。

※最新の「契約締結前交付書面集」に関する情報は、当社HP  
[（https://www.smbcnikko.co.jp/risk/index1.html）](https://www.smbcnikko.co.jp/risk/index1.html) においてご確認ください。

スマートフォン用アクセスページはこちら→ 

対象書面	約款・規定集（個人のお客さま用/法人のお客さま用）内「個人情報の保護に関する基本方針」
改定箇所	約款・規定集（個人のお客さま用6ページ / 法人のお客さま用7ページ）
改定内容	「個人情報の保護に関する基本方針」の「13.保有個人データの開示等の求めに応じる手続」および「14.個人情報等の取り扱いに関するお問い合わせや苦情等の窓口」に記載の「お客さま相談室」を「お客さまサービス室」に改定いたします。

※最新の「個人情報の保護に関する基本方針」に関する情報は、当社HP  
[（https://www.smbcnikko.co.jp/hogo/）](https://www.smbcnikko.co.jp/hogo/) においてご確認ください。

スマートフォン用アクセスページはこちら→ 

# 「約款・規定集（個人のお客さま用）」の新旧対照表

2026年2月

2026年4月1日を効力発生日として約款・規定を改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

改定後（新）	改定前（旧）
証券取引約款	
第3章 お客さまからの注文の受付	
<p><u>第19条の2(注文情報の第三者提供に関する同意)</u>  <u>当社は、お客さまのご注文を執行するため、当該注文情報（銘柄、売買の別、数量および価格等）を金融商品取引所（我が国以外の金融商品取引所および外国証券業者を含みます。）、私設取引システム（PTS）、お客さまが指定する証券会社等（以下この条において「金融商品取引所等」といいます。）に提供します。お客さまは、当社がお客さまの注文情報を金融商品取引所等に提供することに同意するものとします。</u></p>	(新 設)
第19章 雑則	
<p>第165条(取扱いの停止または解約)                      (1)この約款における各契約および取扱いは、次の各号のいずれかに該当したときに解約することができるものとします。                      ①～⑤（省 略）                      ⑥<u>お客さまが自らまたは第三者を利用して、当社または当社の業務委託先もしくは派遣元等の従業員に対して、以下に該当する行為その他従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて解約を通知した場合。</u>                      イ. <u>暴力、威嚇、脅迫、強要等</u>                      ロ. <u>暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動</u>                      ハ. <u>人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動</u>                      ニ. <u>長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ</u>                      ホ. <u>金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等</u>                      ⑦～⑨（省 略）                      ⑩<u>当社が当該契約および取扱いに係る業務の全部もしくは一部を営むことができなくなり、または当該業務の全部もしくは一部を終了した場合。</u>                      (2)～(12)（省 略）</p>	<p>第165条(取扱いの停止または解約)                      (1)この約款における各契約および取扱いは、次の各号のいずれかに該当したときに解約することができるものとします。                      ①～⑤（省 略）</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>⑥～⑧（省 略）</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(2)～(12)（省 略）</p>
2026年4月1日改定	2026年2月24日改定
外国証券取引口座約款	
第4章 雑則	
<p><u>(注文情報の第三者提供に関する同意)</u>                      第34条の2 <u>当社は、申込者の注文を執行するため、当該注文情報（銘柄、売買の別、数量および価格等）を金融商品取引所（我が国以外の金融商品取引所および外国証券業者を含みます。）、私設取引システム（PTS）、申込者が指定する証券会社等（以下この条において「金融商品取引所等」といいます。）に提供します。申込者は、当社が申込者の注文情報を金融商品取引所等に提供することに同意するものとします。</u></p>	(新 設)
2026年4月1日改定	2025年10月1日改定

最新の「約款・規定集（個人のお客さま用）」に関する情報は、当社HP (<https://www.smbcnikko.co.jp/service/account/yakkan/>) においてご確認ください。スマートフォン用アクセスページはこちら→



# 「約款・規定集（個人のお客さま・法人のお客さま用）」の新旧対照表

2026年1月

2026年4月1日を効力発生予定日として「最良執行方針」を改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

改定後（新）	改定前（旧）
<b>最良執行方針</b>	
<p>2.最良の取引の条件で執行するための方法 (省 略)</p> <p>(1) (省 略) (2) (前 略)</p> <p>SORの対象となる取引ベニューは、東京証券取引所および次に掲げるPTSとします。ただし、対象銘柄の取り扱いがないPTSにつきまは、該当対象銘柄の取引ベニューから除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ジャパンネクスト証券株式会社(以下、「ジャパンネクスト社」)が運営するJ-Market</li> <li>・大阪デジタルエクスチェンジ株式会社(以下、「ODX社」)が運営するODX PTS</li> </ul> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>最良気配が同一である場合の取次先優先順位は、東京証券取引所、PTSの順といたします。また、PTS間の優先順位は、原則として板における注文数量が多い順となり、固定ではありません。なお、最新のSOR対象取引ベニュー間の優先順位は当社ホームページ (<a href="https://www.smbcnikko.co.jp/sairyo/">https://www.smbcnikko.co.jp/sairyo/</a>)に掲載しております。</p> <p>(3)～(4) (省 略)</p>	<p>2.最良の取引の条件で執行するための方法 (省 略)</p> <p>(1) (省 略) (2) (前 略)</p> <p>SORの対象となる取引ベニューは、東京証券取引所および次に掲げるPTSとします。ただし、対象銘柄の取り扱いがないPTSについては、該当対象銘柄の取引ベニューから除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ジャパンネクスト証券株式会社(以下、「ジャパンネクスト社」)が運営するJ-Market</li> <li>・大阪デジタルエクスチェンジ株式会社(以下、「ODX社」)が運営するODX PTS</li> <li>・Cboeジャパン株式会社が運営するCboe Alpha</li> </ul> <p>最良気配が同一である場合の取次先優先順位は、東京証券取引所、PTSの順といたします。また、PTS間の優先順位は、原則として板における注文数量が多い順となり、固定ではありません。</p> <p>(3)～(4) (省 略)</p>
<p>3.当該方法を選択する理由 (省 略)</p> <p>(1) (省 略) (2) (前 略)</p> <p>なお、各PTS運営会社のうち、ジャパンネクスト社は、当社の出資先であることに加え、ジャパンネクスト社の主要株主であるSBIホールディングス株式会社に対して当社の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループ(以下、「SMFG」)が出資しており、ODX社につきましても、SMFGが出資しておりますが、上記の通り取引ベニューの選択肢を増やすことで、価格が改善される可能性が高まることが期待され、お客さまに最良の執行結果を提供できる機会が高まると考えられるために取引ベニューとして追加しております。いずれの運営するPTSにつきましても、<u>もう一方のPTS</u>と同等にお取り扱いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(後 略)</p>	<p>3.当該方法を選択する理由 (省 略)</p> <p>(1) (省 略) (2) (前 略)</p> <p>なお、各PTS運営会社のうち、ジャパンネクスト社は、主要株主であるSBIホールディングス株式会社に対して当社の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループ(以下、「SMFG」)が出資しており、ODX社につきましても、SMFGが出資しておりますが、上記のとおり取引ベニューの選択肢を増やすことで、価格が改善される可能性が高まることが期待され、お客さまに最良の執行結果を提供できる機会が高まると考えられるために取引ベニューとして追加しており、<u>いずれの運営するPTSにつきましても、他のPTS</u>と同等にお取り扱いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(後 略)</p>
<p><b>【用語の定義】</b> (前 略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「PTS」とは、「Proprietary Trading System」の略で、金融商品取引法施行令第26条の2の2第7項に規定される私設取引システムをいい、金融商品取引所以外の電子的に有価証券の売買を行う<u>仕組み</u>をいいます。</li> <li>・「取引ベニュー」とは、金融商品取引所およびPTS等の代替執行市場を総称していいます。最新のSOR対象取引ベニューは当社ホームページ(<a href="https://www.smbcnikko.co.jp/sairyo/">https://www.smbcnikko.co.jp/sairyo/</a>)に掲載しております。</li> </ul> <p style="text-align: center;">(後 略)</p>	<p><b>【用語の定義】</b> (前 略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「PTS」とは、「Proprietary Trading System」の略で、金融商品取引法施行令第26条の2の2第7項に規定される私設取引システムをいい、金融商品取引所以外の電子的に有価証券の売買を行う<u>市場</u>をいいます。</li> <li>・「取引ベニュー」とは、金融商品取引所およびPTS等の代替執行市場を総称していいます。</li> </ul> <p style="text-align: center;">(後 略)</p>
2026年4月1日改定（予定）	2025年8月18日改定

最新の「約款・規定集（個人のお客さま・法人のお客さま用）」に関する情報は、当社HP (<https://www.smbcnikko.co.jp/service/account/yakkan/>) においてご確認ください。スマートフォン用アクセスページはこちら→



# 「約款・規定集（個人のお客さま用）」の新旧対照表

2025年11月

2026年4月1日付けで外国証券取引口座約款を改定いたします。

なお、本改定の効力発生日（施行日）は、2030年10月1日となります。下線部分が改定箇所となります。

改定後（新）	改定前（旧）
外国証券取引口座約款	
第2章 外国証券の国内委託取引	
<p>(配当等の処理) 第7条（省略） 2～7（省略） <u>8 配当金等の支払手続において、決済会社が配当金等の支払いを開始する日として指定した日から5年を経過してもなお受領されないときは、決済会社及び当社はその支払義務を免れるものとします。</u></p>	<p>(配当等の処理) 第7条（省略） 2～7（省略）  (新 設)</p>
<p>(新株予約権等その他の権利の処理) 第8条 寄託証券等に係る新株予約権等（新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。）その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。 (1)～(4)（省略） (5) 第1号a、第2号及び第3号により売却処分した代金については、<u>前条第1項第2号a並びに同条第2項から第5項まで及び第7項の規定に準じて処理するものとし、同条第8項の規定はその支払いについて準用します。</u> (6)（省略）</p>	<p>(新株予約権等その他の権利の処理) 第8条 寄託証券等に係る新株予約権等（新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。）その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。 (1)～(4)（省略） (5) 第1号a、第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号a並びに同条第2項から第5項まで及び第7項の規定に準じて処理します。 (6)（省略）</p>
<p>附則(2026年4月1日改定) (配当金等の処理に関する2026年4月1日付け改定の経過措置) 第1条 <u>2026年4月1日を改定日とする第7条第8項の新設及び第8条第5号の改定は、2030年10月1日を効力発生日(施行日)とします。</u> 2 <u>改定後の第7条第8項(第8条第5号において準用する場合を含む。)の規定は、前項の効力発生日(施行日)より前の日を支払いを開始する日として指定した配当金等(同号において準用する場合にあっては、同条第1号a、第2号及び第3号により売却処分した代金)についても適用します。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<u>2026年4月1日改定</u>	<u>2025年10月1日改定</u>

最新の「約款・規定集（個人のお客さま用）」に関する情報は、当社HP (<https://www.smbcnikko.co.jp/service/account/yakkan/>) においてご確認ください。スマートフォン用アクセスページはこちら→

